

県こども家庭センター(児童相談所)の相談状況等

R7年度加古川市
要保護児童対策地域協議会
代表者会議説明資料

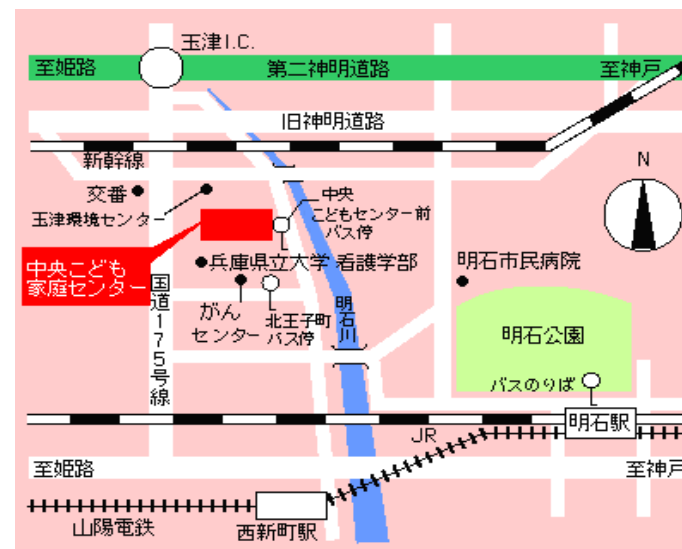
令和7年7月31日
兵庫県中央こども家庭センター

県こども家庭センター（児童相談所）

中央こども家庭センター



明石市北王子町13-5 TEL. (078)923-9966



児童虐待防止24時間ホットライン

中央こども (078) 921-9119

児童相談所虐待対応ダイヤル
189 (いちはやく)

児童相談所相談専用ダイヤル
(R3年7月～)
0120-189-783
(いちはやく・おなやみを)



兵庫県こども家庭センター (児童相談所)

加東こども家庭センター
西脇市・三木市・高砂市・
小野市・加西市・加東市・
多可町
総人口(推計):250,812人
児童人口:38,361人



姫路こども家庭センター
姫路市・相生市・たつの市・
赤穂市・宍粟市・神河町・
市川町・福崎町・太子町・
上郡町・佐用町
総人口(推計):786,191人
児童人口:126,687人



明石こどもセンター
明石市
総人口(推計):306,364人
児童人口:49,114人



中央こども家庭センター
加古川市・高砂市・稲美町・播磨町
(洲本市・南あわじ市・淡路市)
総人口(推計):521,544人
児童人口:81,729人



**中央こども家庭センター
洲本分室**

**川西こども家庭センター
丹波分室**

川西こども家庭センター
伊丹市・宝塚市・川西市・
三田市・猪名川町
(丹波篠山市・丹波市)
総人口(推計):790,348人
児童人口:127,728人



豊岡こども家庭センター
豊岡市・養父市・朝来市・
香美町・新温泉町
総人口(推計):144,910人
児童人口:22,961人



尼崎こども家庭センター
尼崎市
総人口(推計):453,646人
児童人口:57,842人



西宮こども家庭センター
西宮市・芦屋市
総人口(推計):573,133人
児童人口:93,521人



神戸市こども家庭センター
神戸市
総人口(推計):1,486,033人
児童人口:209,368人



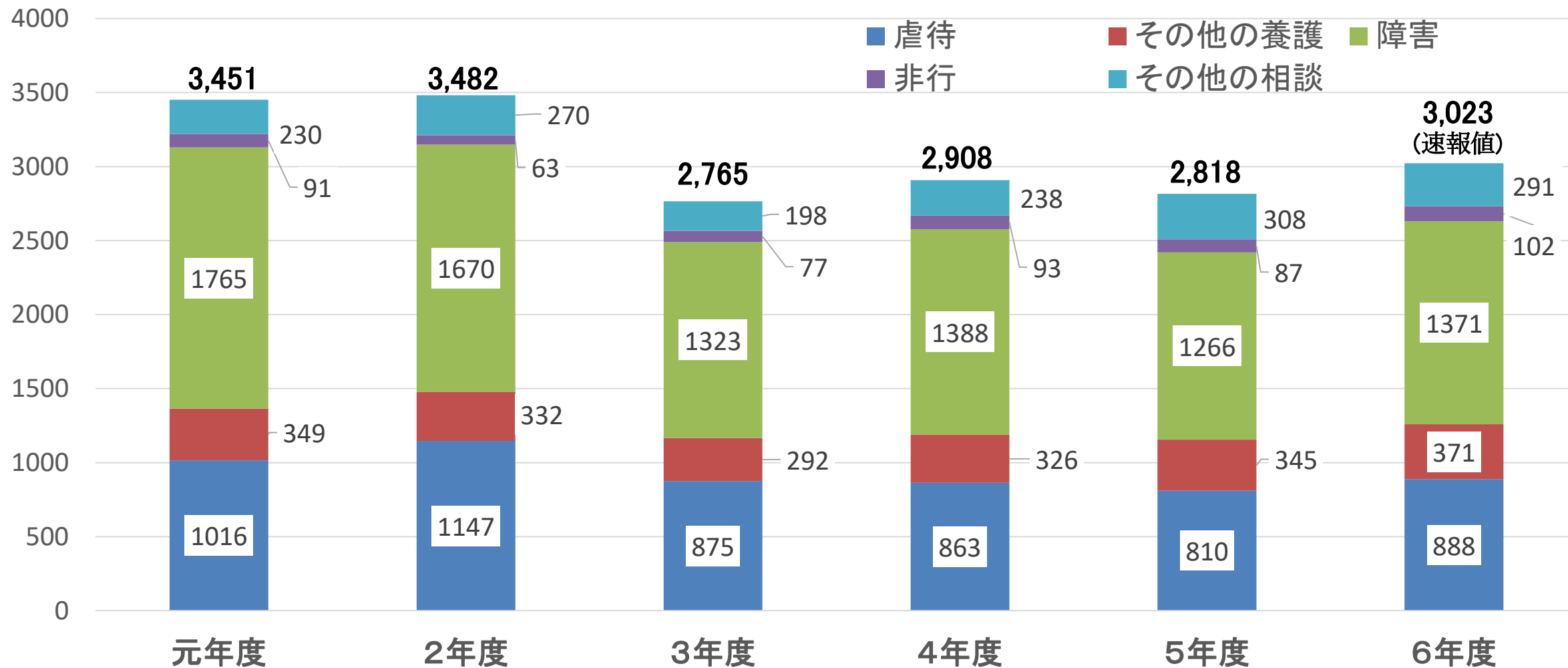
※総人口は令和7年4月1日現在の推計。児童人口は令和2年国勢調査のもの(R2.10.1現在)、
日本人・外国人の別「不詳」を除いて算出

中央こども家庭センター児童相談状況等

市町別児童相談受付状況

区分 \ 年度		R 3	R 4		R 5		R 6	
		件数	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比
東播磨	加古川市	1, 143	1, 139	99. 7%	1, 173	103. 0%	1, 265	107. 8%
	高砂市	439	466	106. 2%	430	92. 3%	481	111. 9%
	稲美町	100	112	112. 0%	104	92. 9%	109	104. 8%
	播磨町	196	245	125. 0%	175	71. 4%	175	100. 0%
	東播磨地域計	1, 878	1, 962	104. 5%	1, 882	95. 9%	2, 030	107. 9%
淡 路	洲本市	169	147	87. 0%	154	104. 8%	172	111. 7%
	南あわじ市	98	140	142. 9%	112	80. 0%	140	125. 0%
	淡路市	125	134	107. 2%	113	84. 3%	161	142. 5%
	淡路地域計	392	421	107. 4%	379	90. 0%	473	124. 8%
管外・その他		495	525	106. 1%	557	106. 1%	517	92. 8%
中央こども家庭センター合計		2, 765	2, 908	105. 2%	2, 818	96. 9%	3, 020	107. 2%

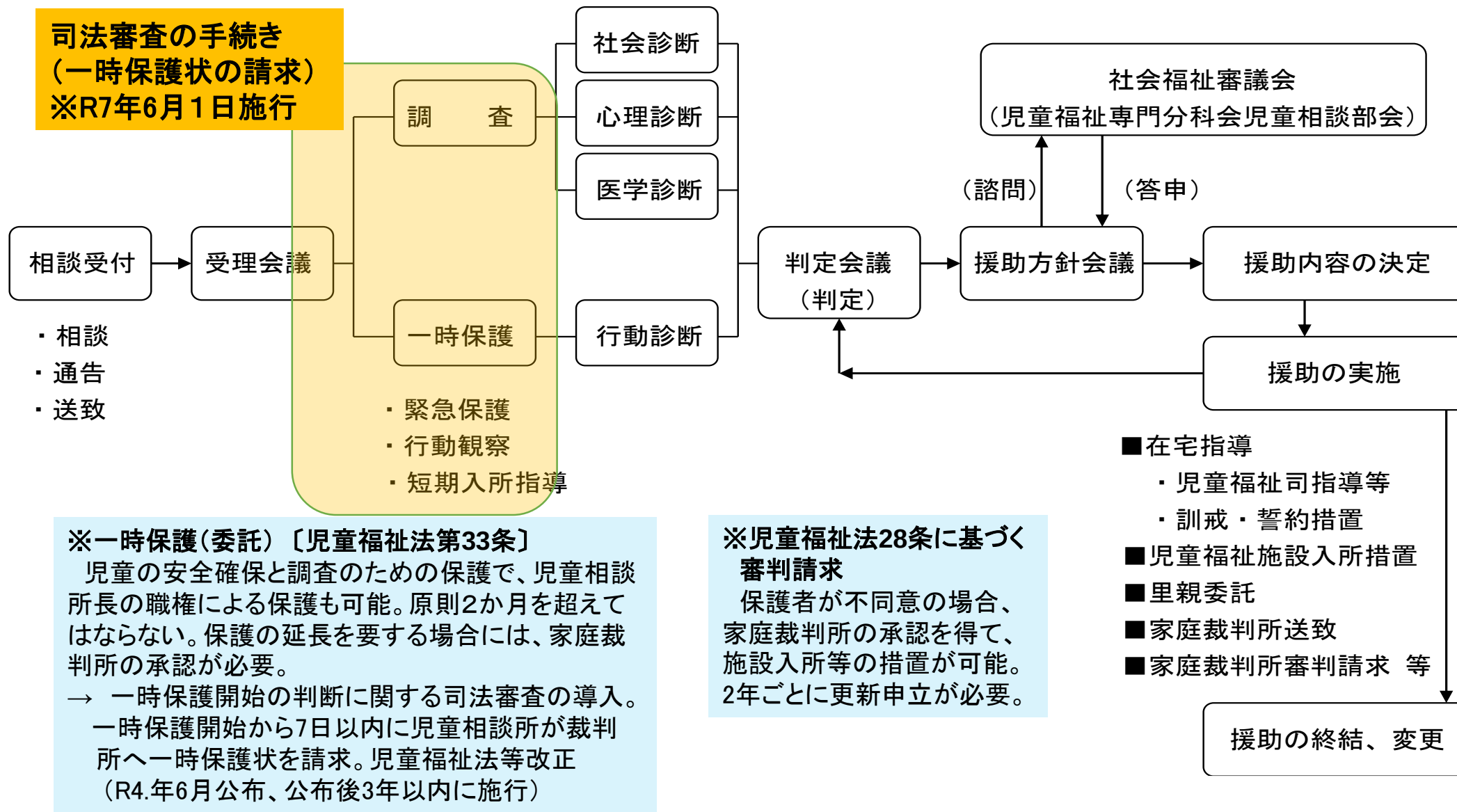
相談種別件数の推移



・相談種別構成比：障害45%、虐待29%、その他の養護12%、非行3%、その他11%

※R2年度まで加東こども家庭センター(R3新設)所管の北播磨地域の件数を含む。

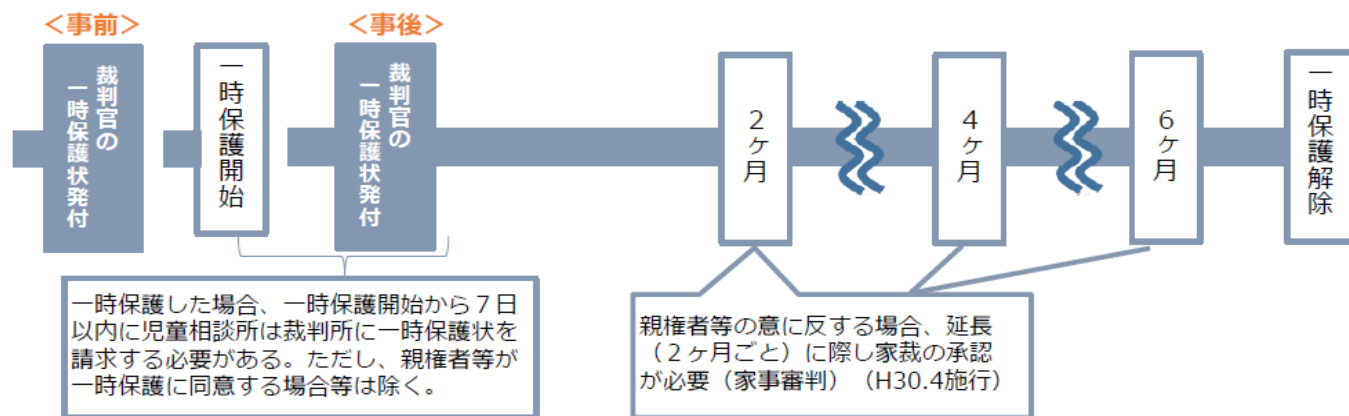
県こども家庭センターでの児童家庭相談フロー



一時保護時の司法審査等

一時保護の適正性の確保や手続きの透明性の確保のため、一時保護開始の判断に関する司法審査を導入

- 裁判官が発付する**一時保護状による方法**（**事前又は保護開始から7日以内**に児童相談所は書面で請求）とする。
- 対象として、**親権者等が一時保護に同意した場合**や請求までに一時保護を解除した場合等は除く。
- 児童虐待のおそれがあるときなど、**一時保護の要件を法令上明確化**。その**要件に該当するときは、明らかに一時保護の必要がないと認めるときを除き**、裁判官は一時保護状を発付する。
- 一時保護状発付の請求が却下された場合、一時保護を解除した際に児童の生命及び心身に重大な危害が生じるおそれがあるときには、児童相談所からの不服申立手続を設ける（却下の翌日から3日以内にその取消を請求）



改正児童福祉法

第三十三条 児童相談所長は、児童虐待のおそれがあるとき、少年法第六条の六第一項の規定により事件の送致を受けたときその他の内閣府令で定める場合であつて、必要があると認めるときは、(略)児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

② (略)

③ 児童相談所長又は都道府県知事は、前二項の規定による一時保護を行うときは、次に掲げる場合を除き、一時保護を開始した日から起算して七日以内に、第一項に規定する場合に該当し、かつ、一時保護の必要があると認められる資料を添えて、(略)地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に次項に規定する一時保護状を請求しなければならない。この場合において、一時保護を開始する前にあらかじめ一時保護状を請求することを妨げない。

一 当該一時保護を行うことについて当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の同意がある場合

二 当該児童に親権を行う者又は未成年後見人がない場合

三 当該一時保護をその開始した日から起算して七日以内に解除した場合

④ 裁判官は、前項の規定による請求(以下この条において「一時保護状の請求」という。)のあつた児童について、第一項に規定する場合に該当すると認めるときは、一時保護状を発する。ただし、明らかに一時保護の必要がないと認めるときは、この限りでない。



一時保護を行う全ての場合で、①内閣府令該当性＋②一時保護の必要性があることが要件となる
(改正後法第33条第1項及び第2項)。

なお、裁判官は、①内閣府令該当性が満たされていれば、明らかに②一時保護の必要がないと認めるときを除き、一時保護状を発付(同第4項)。

内閣府令(児童福祉法施行規則第35条の3)

○第1号(児童虐待の場合等)

- ・児童虐待の危険から児童を保護し、その安全の確保及び健全な発達を図るため、一時保護の対象として規定。
- ・「児童虐待を受けた」場合だけでなく、「児童虐待を受けたおそれ」、「児童虐待を受けるおそれ」がある場合も対象。

○第2号(少年法送致又は警察通告の場合)

- ・少年法送致又は警察通告を受けた場合は、警察からの情報に基づき調査や状況把握をする必要のあるケースが多いため、一時保護の対象として規定。

○第3号(自己又は他人への危害の場合等)

- ・児童の安全と健全な発達を図り、必要な調査を行うため、一時保護の対象として規定。
- ・自己又は他人に「危害を生じさせた」場合だけでなく、「危害を生じさせたおそれ」、「危害を生じさせるおそれ」がある場合も対象。

○第4号(児童による保護の求め等の場合)

- ・児童自身が保護を求めることは、児童にとって何らかの深刻な状況が生じているというべきであることから、一時保護の対象として規定。
- ・児童の年齢や発達の状況等を考慮し、保護の求めに相当する意見・意向(意思というまでには至らない志向、気持ち)が表明された場合も対象。

○第5号イ、ロ(保護者不在又は住居不定の場合等)

- ・児童に保護者や住居がない場合に、安全・安心な場所を提供し心身の安定を図れるよう、一時保護の対象として規定(おそれがある場合も含む。)
- ・児童の住居が不明の場合には、その養育環境等について把握・調査等をするため、一時保護の対象として規定(おそれがある場合も含む。)

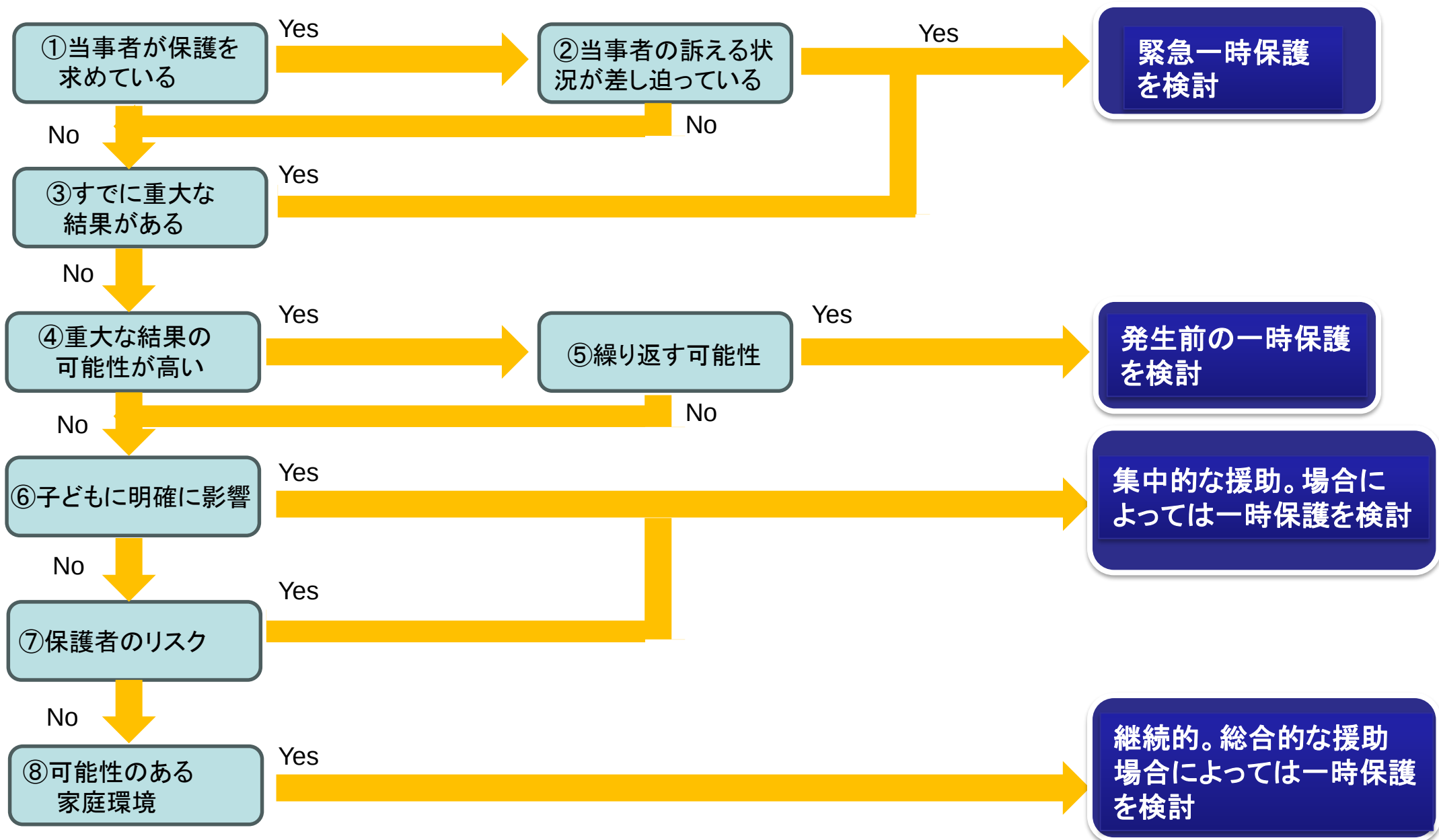
○第6号(保護者による保護の求め等の場合)

- ・保護者(児童福祉施設の長や里親を含む。)が保護を求める場合は、養育困難や措置先での児童の不適応等が生じているとうかがわれることから、児童をその養育環境から一時的に分離して安全確保をした上で、背景事情の把握等を行う必要があるため、一時保護の対象として規定(保護の求めに相当する意見が表明された場合も含む。)

○第7号(その他重大な危害が生じるおそれの場合)

- ・第1号～第6号までの類型では対応できないものが今後生じ得る場合に備えて規定。

一時保護の必要性(要否)判断



一時保護における司法審査手続きフロー

一時保護の開始

一時保護開始から7日以内

- ・児童及び親権者（親権を行う者又は未成年後見人）の特定
- ・親権者等に対する説明、同意及び意見の確認
- ・児童の意見又は意向の確認
- ・提出資料（総括書面、一時保護の要件の裏付け資料等の準備
- ・一時保護状請求書の作成

事後請求

一時保護の要件の検討

- ① 府令該当性（第1～7号）
- ② 一時保護の必要性

事前請求

- ・児童及び親権者（親権を行う者又は未成年後見人）の特定
- ・親権者等に対する説明、同意及び意見の確認
- ・児童の意見又は意向の確認
- ・提出資料（総括書面、一時保護の要件の裏付け資料等の準備
- ・一時保護状請求書の作成

一時保護状の請求
（親権者等の同意がある場合
7日以内に解除した場合を除く）

一時保護状の発付

請求却下

却下の日の翌日から3日以内

- ・取消請求の要件該当性（一時保護の要件、生命又は心身に銃だな危害が生じると見込まれること）の検討
- ・取消請求書の作成
- ・提供資料（取消請求の要件の裏付け資料等）の準備

取消請求

棄却
取消請求

原裁判取消し
一時保護状の発付

一時保護の解除

一時保護状の請求
（親権者等の同意がある場合を除く）

一時保護状の発付

請求却下

却下の日の翌日から3日以内

- ・取消請求の要件該当性（一時保護の要件、生命又は心身に銃だな危害が生じると見込まれること）の検討
- ・取消請求書の作成
- ・提供資料（取消請求の要件の裏付け資料等）の準備

取消請求

原裁判取消し
一時保護状の発付

棄却
取消請求

一時保護の開始

一時保護行わず

一時保護時の司法審査手続きにおける戸籍簿謄本等の広域交付の活用について

(こども家庭庁資料より一部修正)

親権者等の特定について(現状と課題)

- 一時保護時の司法審査では、親権者等(親権者又は未成年後見人)の同意を確認する前提として、戸籍謄本により親権者等の特定を行い、同意している者が親権者等であることの確認が必要。
 - 現在、児童の家庭状況を調査する必要性等から、児童相談所が児童や親権者等の戸籍謄本等を取得する場合、住所地と本籍地が異なる場合には、郵送等により請求(公用請求)しているが、その取得には7日以上要するケースが多く、一時保護時の司法審査の施行後は、親権者等が同意している可能性があるにも関わらず、一時保護状の請求を行わなければならない場合が生じる。
- ⇒戸籍謄本等の取得・確認業務を迅速に行うため、市区町村が行う公用請求については、広域交付制度(本籍地以外の市区町村に対する戸籍謄本等の請求)が活用できることを明確化する。

対応について

- 戸籍謄本等の広域交付の公用請求は、戸籍法上、市区町村の機関がするものに限り可能とされているが、児童相談所の協力の求めに応じる形であっても、市区町村が主体となり公用請求を行うものであるから(児童福祉法第10条第1項第3号)、請求の主体は市区町村の機関となり、広域交付の公用請求の利用対象となる。
- それを明確にするため、児童福祉法施行規則を改正し(※)、市区町村は、自ら必要な調査等を行う場合のほか、児童相談所長が一時保護に関して必要があると認める場合には、児童福祉法第33条の3の2第1項第3号(一時保護に当たっての必要な協力の求め等)に基づき、広域交付の公用請求を活用して、戸籍謄本等を取得・確認できること規定し、これを市区町村へ周知。

(※)児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)

第三十五条の四市町村長は、法第十条第一項第三号その他の法令の規定により自ら調査その他の事務を行う場合のほか、法第三十三条の三の二第一項第三号の規定による都道府県知事又は児童相談所長の求めに応じ、法第三十三条第三項に規定する手続に関し、法第十条第一項第三号に掲げる調査を行う場合においても、戸籍法第十条の二第二項(同法第十二条の二において準用する場合を含む。)の規定による請求その他の必要な事務を行うことができる。

児童虐待について

児童虐待のリスク要因

(注) 複数の要因が重なり合って発生

- ・ **保護者**

被虐待体験(虐待の世代間連鎖) 望まない妊娠
育児ストレス 攻撃的・衝動的な性格
医療につながっていない精神障害・アルコール依存 等

- ・ **子ども**

乳児期の子ども
未熟児
障害児 等

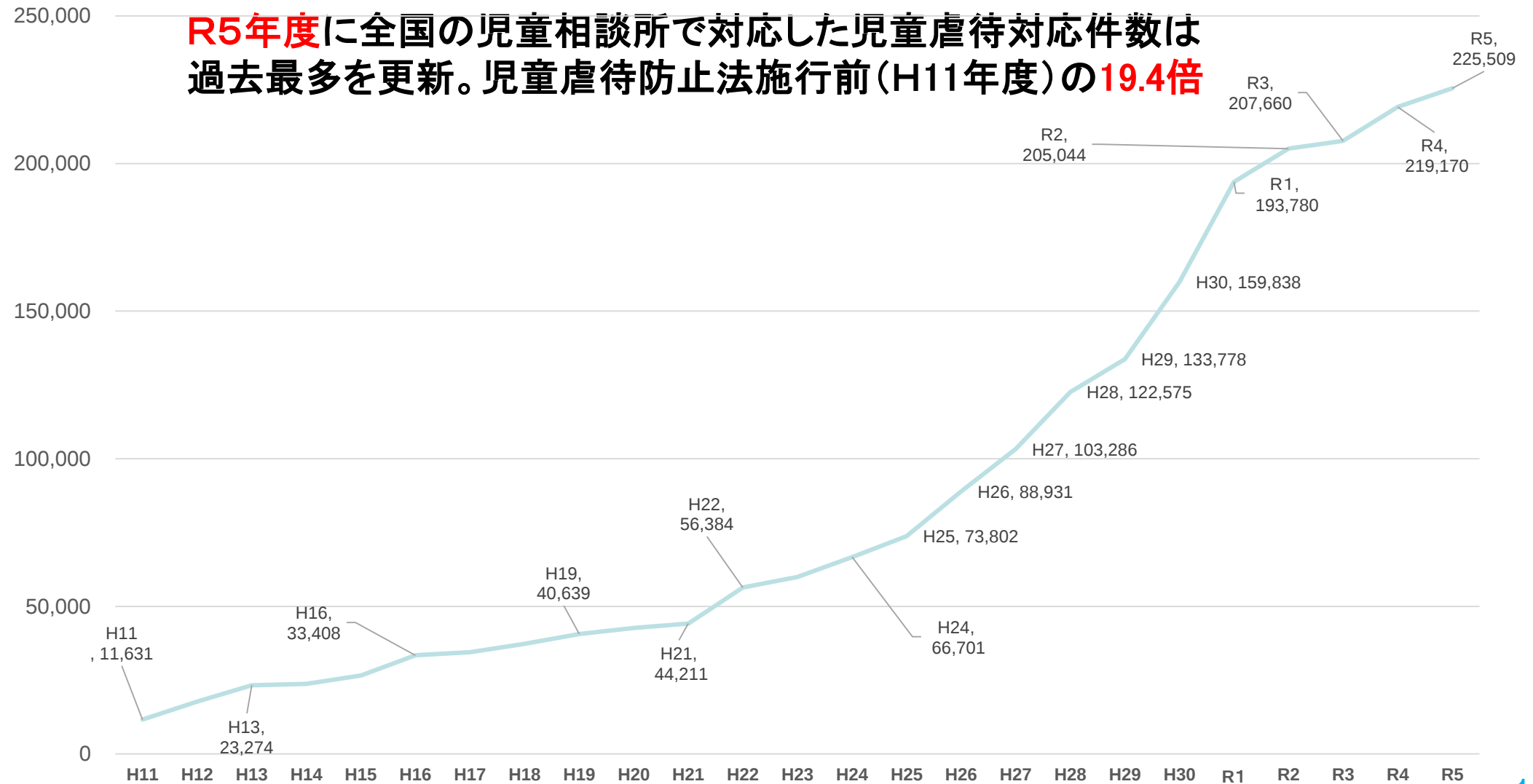


- ・ **養育環境**

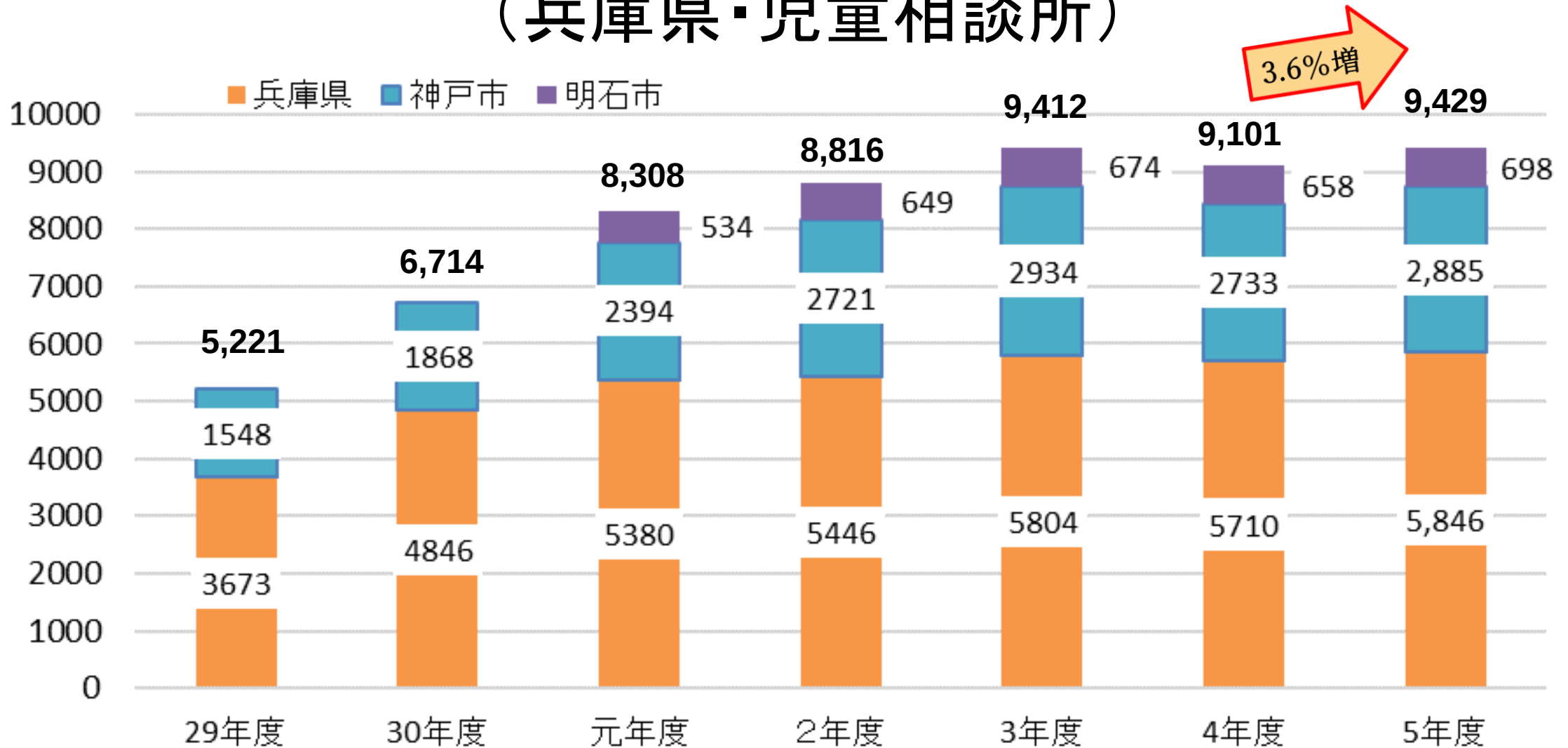
内縁者・同居人のいる家庭 頻繁に転居を繰り返す
親族・地域から孤立 生計者の失業等の経済不安
健康診査未受診家庭 等

※厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」参照

児童相談所における児童虐待対応件数



児童虐待相談の年次推移 (兵庫県・児童相談所)



H30 明石市分
306件を含む

虐待対応件数の主な増加理由

- 虐待に対する関心の高まり → 潜在化していたケースの把握
- DV通告 → 警察からの通告の増
(いわゆる“**面前DV**“は心理的虐待)
- 「きょうだい」ケースの通告受理
(直接被害児以外の児童への心理的虐待)
- 「**189**」(いちはやく)の普及 **※通話料金は無料**
(全国児童相談所共通ダイヤルの3桁化)

※H 27年7月導入、H 30年2月～コールセンター方式

R元年12月～通話料金無料化(相談専用ダイヤルはR3年7月～)

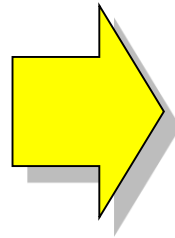
児童虐待 情緒面・行動面に深刻な影響

(身体への直接の影響)

- ・ 怪我、栄養失調、発育不良 (愛情不足による発育の遅れもある)

(情緒面・行動面への影響)

- ・ 大人の顔色をうかがう
- ・ 協調行動が取れない
- ・ 動きや表情がぎこちない
- ・ おびえた表情を見せる
- ・ 感情を表さない
- ・ 落ち着きがない
- ・ 暴力的になる
- ・ 異性を怖がる など



心の発達への影響大

- ・ 自己評価(自己肯定感・自尊感情)が低く、何事にも自信が持てない
- ・ 人への信頼感に乏しく、人間関係がうまく築けない
※試し行動、愛着障害
- ・ 何か問題が生じたとき、暴力を使って解決しようとする など

誤った対応で変化する子どもの脳

厳格な体罰

⇒前頭前野の萎縮

DV目撃

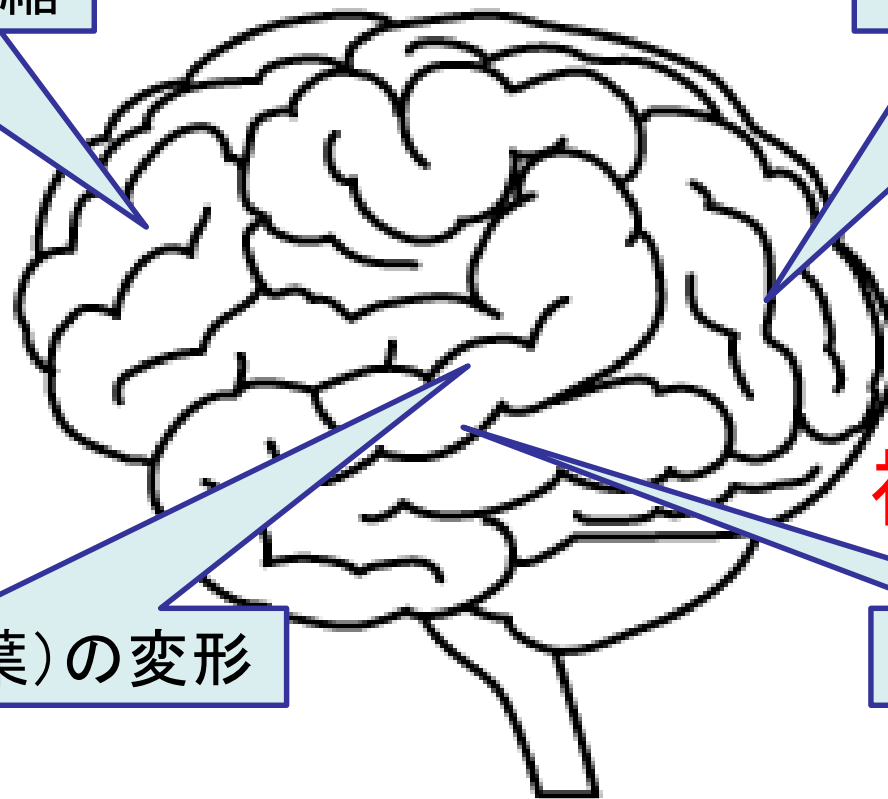
⇒視覚野の縮小

暴言被曝

⇒聴覚野(側頭葉)の変形

複合的虐待

⇒海馬の萎縮

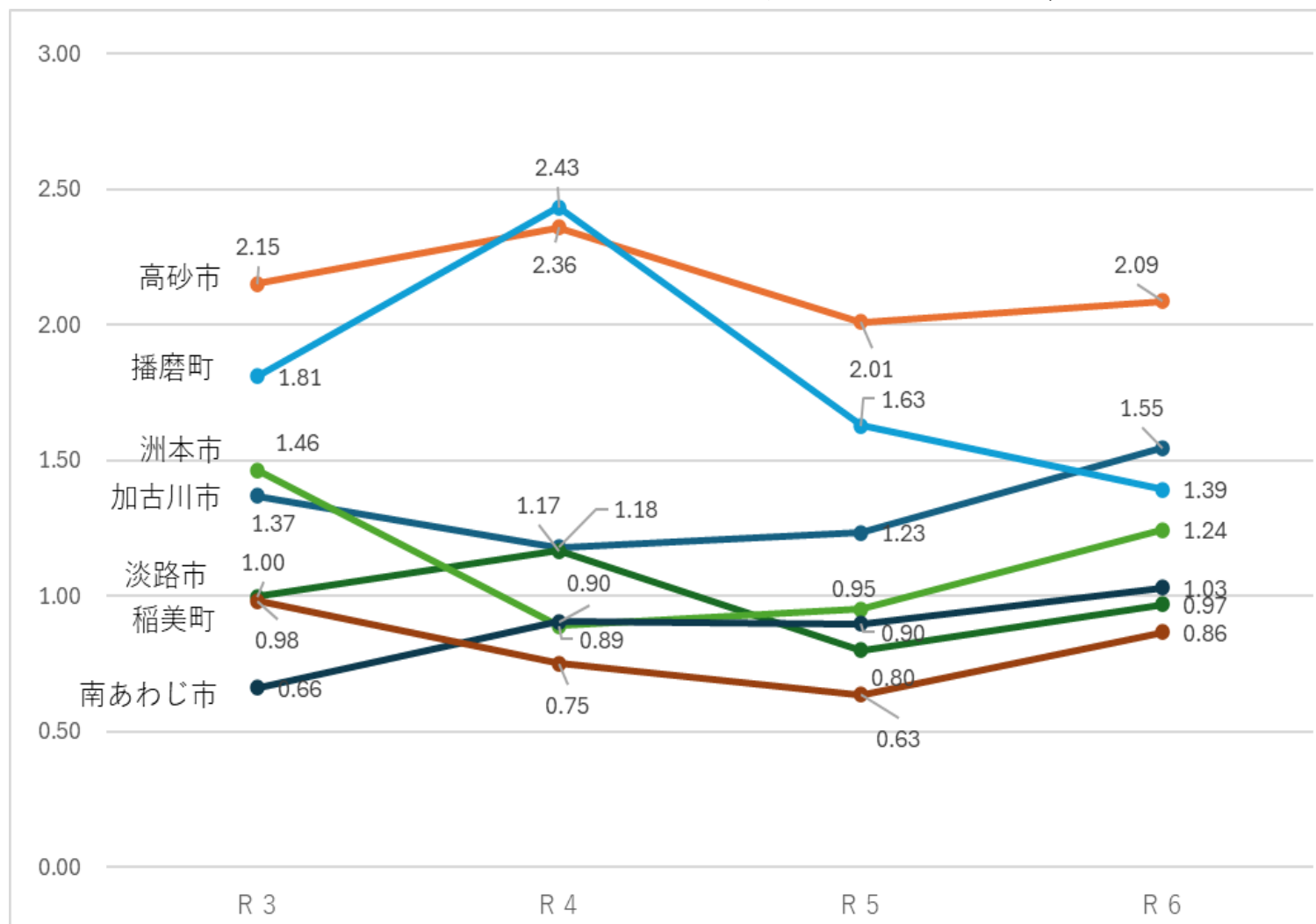


※福井大学 友田明美教授の研究より

R6年度虐待相談管内市町別の状況 (中央こども家庭センター受付分)

区分 \ 年度		R 3	R 4		R 5		R 6	
		件数	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比
東播磨	加古川市	356	305	85.7%	317	103.9%	395	124.6%
	高砂市	188	204	108.5%	172	84.3%	177	102.9%
	稲美町	30	35	116.7%	24	68.6%	29	120.8%
	播磨町	61	82	134.4%	55	67.1%	47	85.5%
	東播磨地域計	635	626	98.6%	568	90.7%	648	114.1%
淡 路	洲本市	60	36	60.0%	38	105.6%	49	128.9%
	南あわじ市	29	39	134.5%	38	97.4%	43	113.2%
	淡路市	41	31	75.6%	26	83.9%	35	134.6%
	淡路地域計	130	106	81.5%	102	96.2%	127	124.5%
管外・その他		110	131	119.1%	140	106.9%	113	80.7%
中央こども家庭センター合計		875	863	98.6%	810	93.9%	888	109.6%

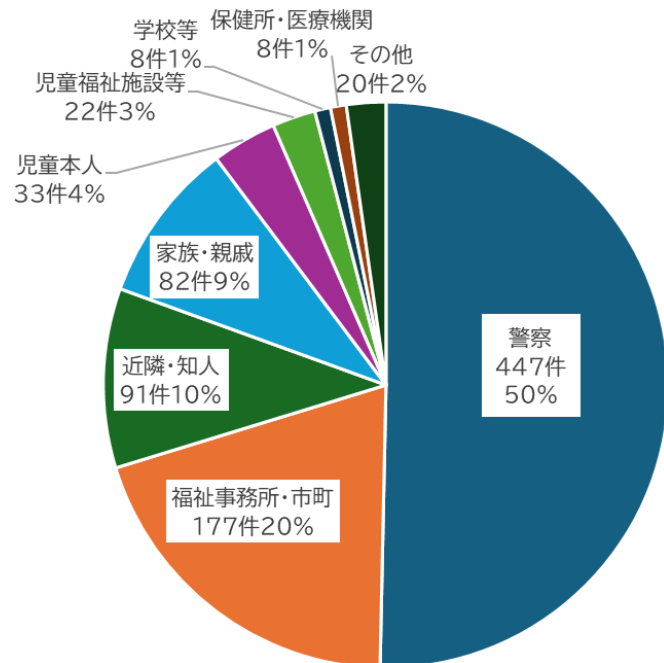
R6年度虐待相談管内市町別の状況 (市町別受付件数人口千人あたり)



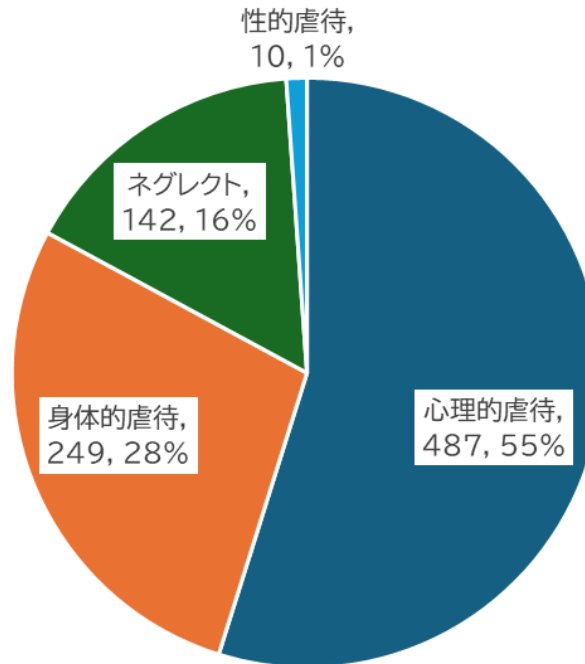
年度		R 3	R 4	R 5	R 6
東播磨	加古川市	1.37	1.18	1.23	1.55
	高砂市	2.15	2.36	2.01	2.09
	稲美町	1.00	1.17	0.80	0.97
	播磨町	1.81	2.43	1.63	1.39
	東播磨地域計	1.54	1.53	1.40	1.60
淡 路	洲本市	1.46	0.89	0.95	1.24
	南あわじ市	0.66	0.90	0.90	1.03
	淡路市	0.98	0.75	0.63	0.86
	淡路地域計	0.98	0.85	0.83	1.04
中央こども家庭センター		1.63	1.62	1.53	1.69

R6年度虐待相談の経路別・虐待種別・年齢別 (中央こども家庭センター)

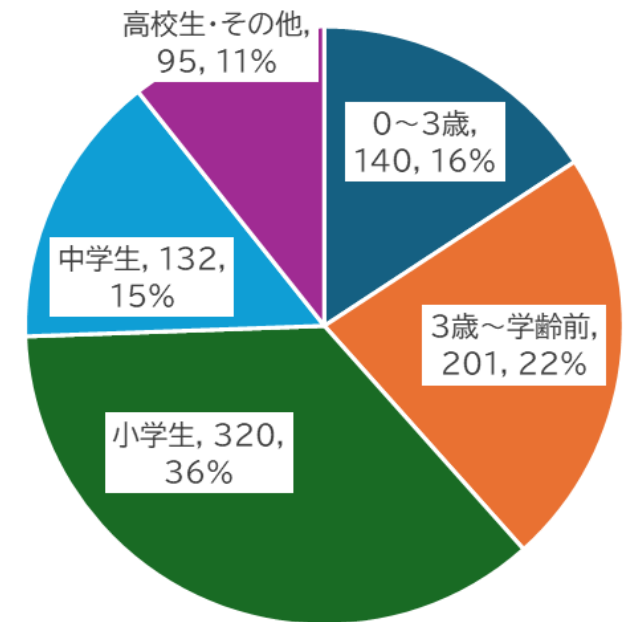
経路別



虐待種別



年齢別



R6年度児童虐待相談の対応状況 (中央こども家庭センター)

○虐待相談として受け付けた事案のうち、一時保護は 121人(約13%)

※一時保護所38人、一時保護委託84人(重複あり)

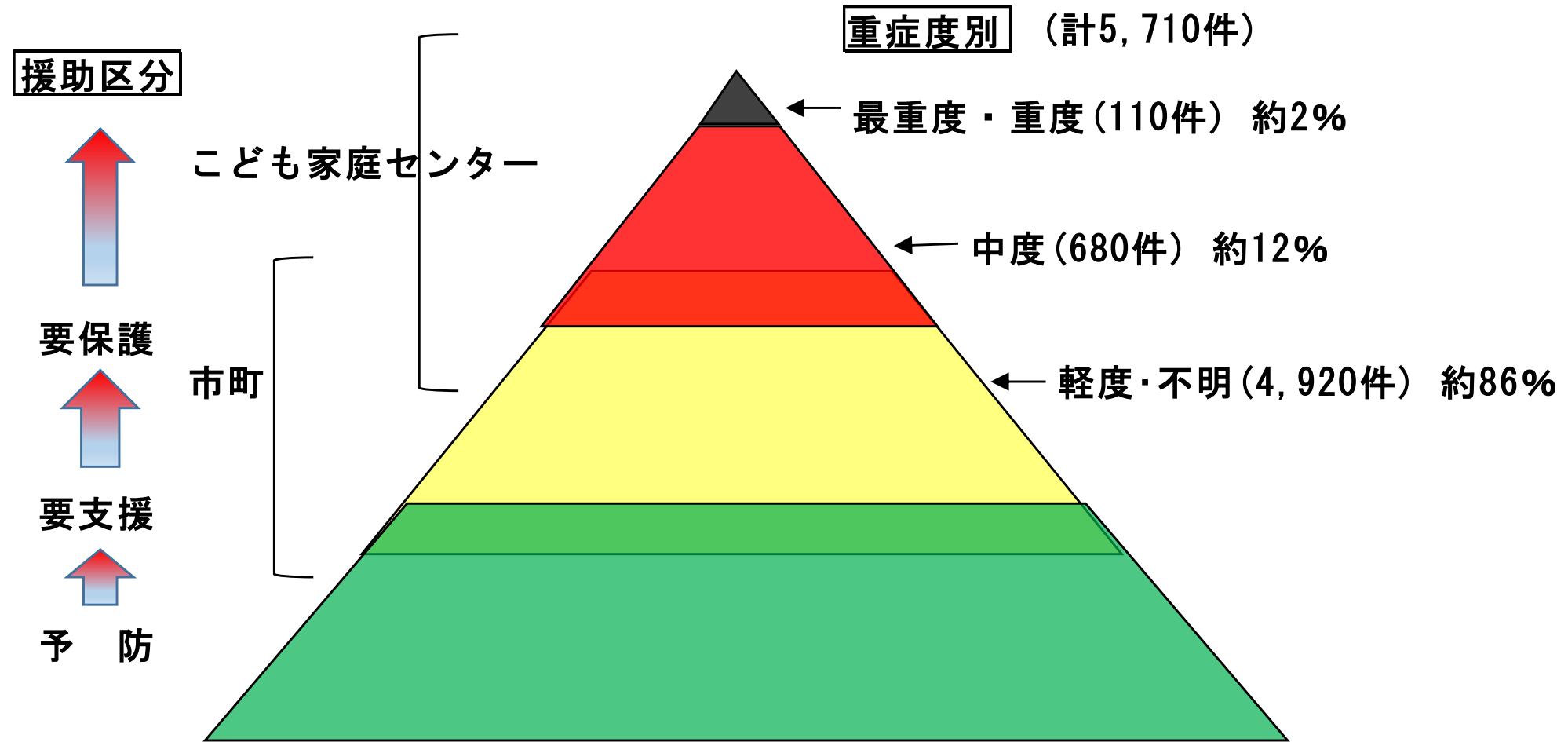
○R6年度中に対応した事案のうち、施設入所・里親委託は 20人(約2%)

受付件数①	対応件数②	施設・里親委託 ③(③/②)	在宅支援 (一時保護中含む。) ④(④/②)	一時保護 ⑤(⑤/①)
888件	846件	20人(2.3%)	854人(97.7%)	121人(13.6%)

・「要保護児童」として通告を受けた相談の多くは、地域、在宅で、継続して支援していかなければならない。

児童虐待相談 重症度別（R4年度・兵庫県）

- こども家庭センター対応の「軽度」の割合は約9割を占める。



（参考） 県所管市町の虐待相談対応件数（R3） 8,924件 県の約1.5倍

児童死亡事案についての検証報告書(神戸市)を踏まえた兵庫県での再発防止の取組について(R7年度第1回兵庫県虐待防止委員会より)

1 総論

● 子どもの権利擁護の視点の再確認

- ・子どもの権利条約の4つの原則
- ・保護者・行政機関等は、子どもを養育する責任を有す

● 安全管理の観点を取り入れた児童虐待防止対策

- ・心理的安全性に配慮した職場環境をつくる
ヒヤリ・ハットといった軽微な逸脱も上司に報告しやすい環境づくり。
- ・CW等のアセスメント力の向上
誰かが子どもの安全面の懸念を感じた場合、アセスメントを再検討し、複数チェックを働かせる職場環境づくり。

子どもの権利条約4つの原則



- ・生命、生存及び発達に対する権利
(命を守られ成長できること)
- ・子どもの最善の利益
(子どもにとって最もよいこと)
- ・子どもの意見の尊重
(意見を表明し参加できること)
- ・差別の禁止(差別のないこと)

2 各論

(1) 初動とアセスメント

課 題

- ・リスクアセスメントシートの活用は、児相や市町で差異があるものの、全体的に十分活用されているとは言い難い。
- ・1人のCWが多くの事案に対応するため、SVは上位下達な指示をしがちで、アセスメントについて実践的な指導を十分にできていない。



対 応

- ・CWが日常的にアセスメントシートを活用し、主体的に判断する。
- ・受理会議や援助方針会議において、CWはアセスメントを元に意見を発表。その後援助方針を協議する。
- ・CWは、ケースに変化があるたびにアセスメントシートを作成しなおす。SVは、アセスメントシートの作成を指導教育する。
- ・援助方針の決定について、ケース記録にアセスメントの結果とその援助を選択した理由を記載。

(2) 情報共有と連携

① 情報の電子化

紙ベースを脱却し、電子化を推進。

② 情報の共有・連携

ア 市町との連携

- ・市町と児相が持っている情報を元にリスク・アセスメントを行う。
- ・協議結果を踏まえ、それぞれの機関がどのように対応するかを確認。その対応状況についてお互いにフィードバック。
- ・児相のケース会議に市町職員の参加

イ 警察との連携

- ・市町の管理ケースも含め、子どもの安否が確認できない場合等には、躊躇せず警察と連携。

ウ 学校・保育所等との連携

- ・児相、市町は、学校及び保育所等に「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」を周知。
- ・とりわけ、私立の学校及び保育所等に対し、虐待発見時の対応や通告方法、保護者への対応、見守り時の留意点などに関し研修を積極的に実施。

(3) 職員研修・教育とスーパーバイズ

- ・専門性を向上させるために、自発的な研修等への参加希望を言い出しやすい環境をつくる。
- ・スーパービジョンの教育的機能・支持的機能・管理的機能のうち。教育的機能については、児童虐待防止アドバイザー制度や外部人材の活用。
- ・児相職員のアセスメント力強化のため、OJTと経験年数に応じた日常的な指導を組み合わせる。

(4) 要保護児童対策地域協議会の有効なあり方

- ・援助方針会議と要対協実務者会議の機能の違いを再確認し、会議運営に努める。
- ・実務者会議には児相職員（必要に応じて監督職や経験のある職員）が毎回出席する。
- ・個別ケース検討会議にかけるケース基準を明確化し周知する。
- ・個別ケース検討会議は、幅広く参加を呼び掛ける。特に学校や保育所等は日常的な見守り機関として、極めて具体的で重要な情報を有していることから参加は不可欠。
- ・困難ケースについては、外部のスーパーバイザーの参画を検討する。
- ・実務者会議資料は、システムを活用する等資料作成に業務負担軽減を図る。
- ・要対協に特化したマニュアルを作成する。

家庭的養育の推進等

児童の福祉を保障するための理念の明確化

【平成28年6月3日公布・施行
・児童福祉法】

考え方

- 児童福祉法の理念規定は、昭和22年の制定当初から見直されていない。
- ← 児童が権利の主体であること、意見を尊重されること、最善の利益を優先されること等が明らかでない。

改正法による対応

- 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること等を明確化する。
- 児童を中心に位置付け、その上で、国民、保護者、国・地方公共団体（都道府県・市町村）が支えるという形で、その福祉が保障される旨を明確化する。

改正後 ※下線部が改正部分	改正前
第一条 全て児童は、<u>児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。</u> 第二条 全て国民は、<u>児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。</u> ② <u>児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。</u> ③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。	第一条 <u>すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。</u> ② <u>すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。</u> 第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

家庭と同様の環境における養育の推進

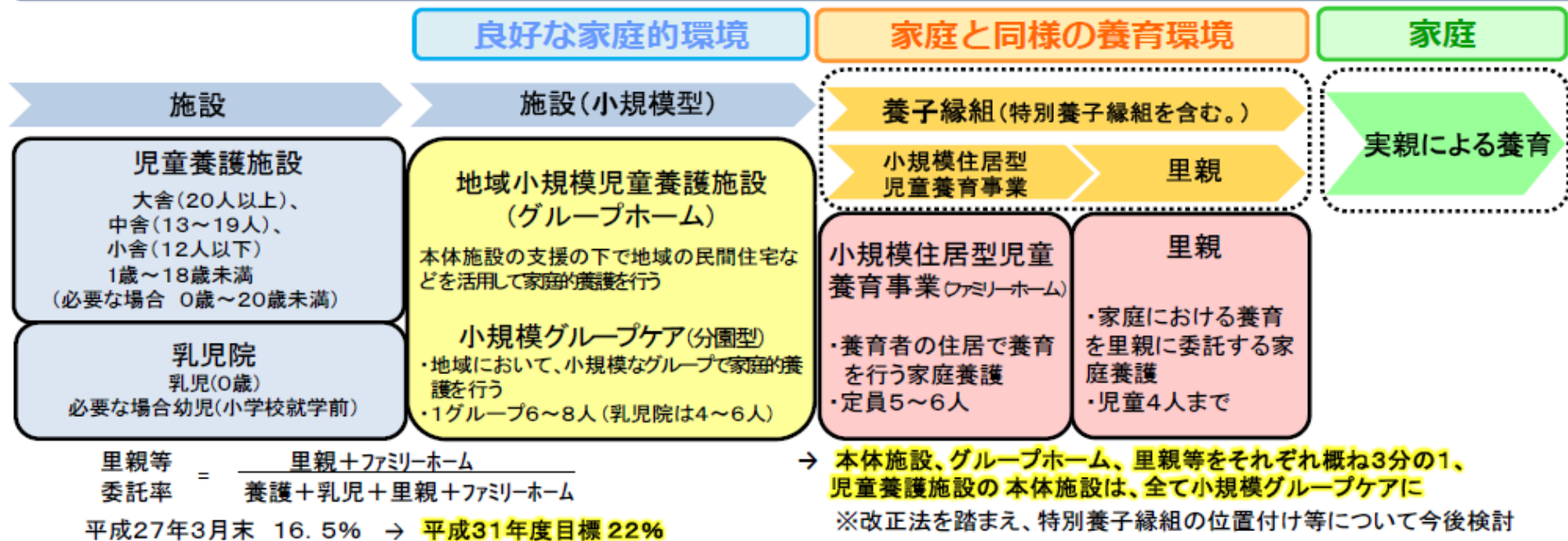
【平成28年6月3日公布・施行
・児童福祉法】

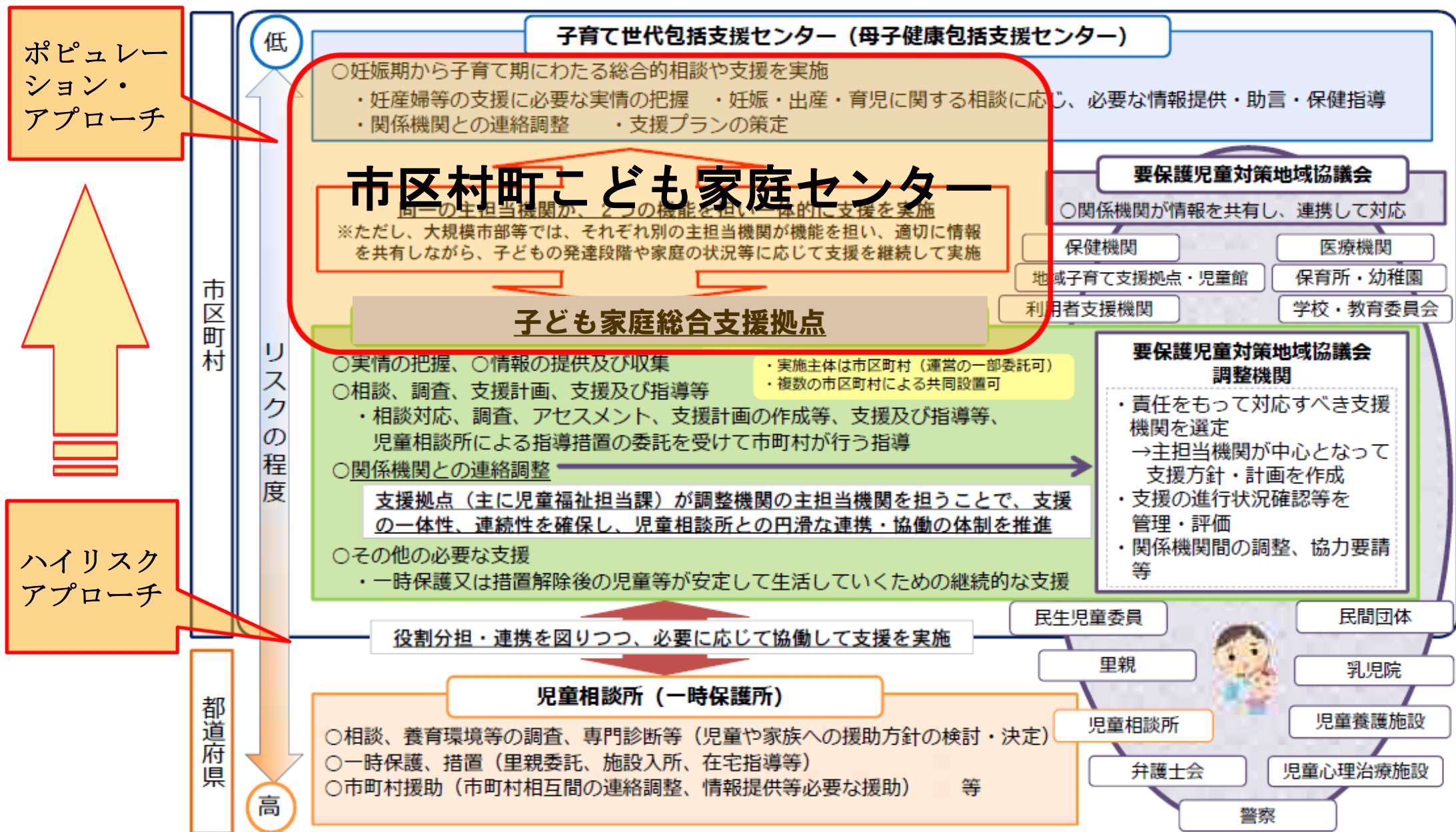
考
え
方

- 児童が心身ともに健やかに養育されるよう、**より家庭に近い環境での養育の推進を図ることが必要。**
- しかしながら、社会的養護を必要とする児童の約9割が施設に入所しているのが現状。
- このため、児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の考え方を法律において明確化することが必要。

改正法による対応

- 国・地方公共団体(都道府県・市町村)の責務として**家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。**
 - ①まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
 - ②家庭における養育が適当でない場合、**児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。**
 - ③②の措置が適当でない場合、**児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。**
- ※ 特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。





新しい社会的養育ビジョン(H29.8)

- 平成28年児童福祉法改正により明確化された **「家庭養育優先」**の理念等の具体化
 - 1 市区町村を中心とした(子ども家庭)支援体制の構築
 - 2 児童相談所の機能強化と一時保護改革
 - 3 代替養育における「家庭と同様の養育環境」原則に関して、乳幼児から段階を追っての徹底、家庭養育が困難な子どもへの施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化
(里親委託促進:就学前の里親委託率75%以上等の高い目標)
 - 4 永続的解決(パーマネンシー保障)の徹底(特別養子縁組推進)
 - 5 代替養育や集中的在宅ケアを受けた子どもの自立支援の徹底

R6年度
中間年の見直し

〈R2年3月策定〉

県社会的養育推進計画(R2～R11年度)の推進

基本的考え方及び全体像

1 改定計画の期間

期間: 令和7年度～令和11年度(前期は令和2年度～令和6年度)

2 計画の位置づけ

・国通知を踏まえ、令和4年改正児童福祉法の理念を具体化し、実現に向けた取組内容と数値目標を示した都道府県計画

めざすもの

家庭養育優先原則の徹底による、子どもの最善の利益の実現



・里親への包括的支援体制の抜本的強化
・子どものニーズに応じた養育の提供
・児童相談所、一時保護改革の推進 など

3 改定のポイント

- ① 令和4年改正児童福祉法の内容を踏まえ、
取組項目を追加(9→11項目)
- ② 各取組項目に評価指標及び数値目標を設定
- ③ 毎年度、計画の進捗状況を点検・評価

新計画の項目

- ① 当事者であるこどもの権利擁護の取組
- ② 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた兵庫県の取組
- ③ 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組【新規】
- ④ 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込
- ⑤ 一時保護改革に向けた取組
- ⑥ 代替養育を必要とする子どものパ・メン・保障に向けた取組
- ⑦ 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
- ⑧ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- ⑨ 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- ⑩ 児童相談所の強化等に向けた取組
- ⑪ 障害児入所施設における支援【新規】

2 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた兵庫県の取組

(1) 相談支援体制の整備

現状・課題

① 要保護児童対策地域協議会

- ・ 要保護児童対策地域協議会調整機関における専門職の配置による専門的なソーシャルワークの展開

② 市町こども家庭センター

- ・ 市町こども家庭センターの設置について、市区町村の努力義務化

③ ヤングケアラーに対する支援

- ・ 市町における取組が不可欠だが、取組状況にバラつきが見られる

今後の取組

- ・ 要保護児童対策地域協議会調整機関職員の児童福祉司任用資格の取得や調整担当者への義務研修受講等を推進し、専門性の高い職員の配置を促進
- ・ 市町合同研修等を通じた市町職員の育成にも努め、児童虐待等への相談対応の専門的知識をもった人材育成を支援
- ・ 県と市町が役割分担を行った上、双方が連携して家庭内でケアを担う子どもや若者に対する効果的な支援を実施

【主な評価指標及び数値目標】

市町こども家庭センターの設置市町数 R5:5市町 ⇒ R11:41市町

4 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込

令和5年度末時点で代替養育を受けている子どもは**911人**
18歳未満人口の減少に伴い、現在の措置状況を考えると、代替養育を受ける子どもの数も減少することが見込まれる

直近5か年の代替養育を受けている子どもの数 (単位:人)

年度	R元(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	平均
代替養育子ども数(A)	1,027	988	976 (804)	943 (778)	911 (744)	966
18歳未満人口(B)	561,810	552,471	542,412 (483,873)	532,351 (475,217)	522,295 (466,562)	—
割合(A/B)%	0.183	0.179	0.180 (0.166)	0.177 (0.164)	0.175 (0.159)	0.179 (0.163)

次回計画期間における代替養育を必要とする子どもの見込み数 (単位:人)

直近5か年の割合(代替養育子ども数／18歳未満人口)の平均(0.179(尼崎市除き0.163))を乗じて推計

年度	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)
代替養育子ども数	89 8 (732)	884 (720)	870 (709)	856 (697)	842 (685)
18歳未満人口 (注) 「福祉行政報告例」より	502,175 (449,249)	494,350 (442,135)	486,524 (435,021)	478,707 (427,914)	470,881 (420,800)

18歳未満人口は、国勢調査人口等基本集計（総務省統計局）による実数値（令和2年度）及び同集計に基づく兵庫県企画部統計課推計値（神戸市・明石市除く）

下段括弧書きは尼崎市（令和8年4月移管予定）を除いた数

5 一時保護改革に向けた取組

現状・課題

① 一時保護所

- 令和5年度の一時保護件数が4万件に到達、一時保護所での保護延べ日数は1万2千件、個別的処遇が必要な子ども(性加害、衝動性・暴力性の高い非行等)も増加

② 学習環境

- 子どもの学習権保障の観点から、通学に必要な移動時間等を考慮した上で、教育に必要な支援策が課題

③ 子どもの権利擁護

- 子どもの権利が擁護された支援が行われるよう、適切な措置が必要

今後の取組

- 令和7年4月に川西こども家庭センター一時保護所が開設し、県の一時保護施設の受入体制が54人から100人に増加
個室中心の川西こども家庭センターの特性を活かし、多くの子どもたちを受け入れることができるよう、一時保護施設を有効活用
- 子どもが通学を希望する場合、その置かれている環境その他の事情を勘案し、子どもの希望を尊重しながら、子ども一人ひとりの状況に応じた支援を実施
- 第三者評価の受検結果や、入所中の子どもへの調査や意見を参考に、一時保護施設における権利擁護のあり方について検討

【主な評価指標及び数値目標】

一時保護施設の平均入所率 R5:56.9% ⇒ R11:80%

6 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

(3) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

現状・課題

- 令和元年度から令和5年度まで、年間10件前後で推移
- 特別養子縁組が可能なケースのさらなる掘り起こしが課題
- 民間あっせん機関との情報共有を密に行っていく必要

今後の取組

- ひょうご里親委託・養子縁組推進システムを活用し、特別養子縁組が可能なケースのさらなる掘り起こしを行い、県子ども家庭センター(児童相談所)職員を中心に、医療機関関係者、児童福祉施設職員、市町職員、里親等への研修の充実を図り、関係機関の連携を深めるとともに、養子縁組里親への特別養子縁組申請等に関する適切な支援を実施

【主な評価指標及び数値目標】

特別養子縁組等の成立件数 R5:5件 ⇒ R11:25件

7 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

(1) 里親・ファミリーホームへの委託子ども数の見込等

里親等委託率の目標

年齢区分	算式1 長期措置	算式2 ケアニーズ	算式3 独自の取組	今回計画案	【参考】 国目標値	現計画	令和5年度末
3歳未満	64.6%	37.5%	70.8%	70%	75.0%	55.8%	14.6%
3歳～就学前	77.1%	49.7%	61.4%	60%	75.0%	46.8%	24.2%
学童期以降	73.7%	34.5%	43.7%	50%	50.0%	47.1%	27.3%
全 体	78.8%	37.2%	48.1%	52.9%	56.2%	47.8%	26.1%

今後の取組

- ・ 未委託里親の活動率向上
- ・ 養子縁組のみを希望する里親に対しては、短期の受入れへの協力促進
- ・ 里親に対して実親と措置児童の面会交流に協力を要請
- ・ 里親やファミリーホームの養育スキルに応じた研修の充実・検討
- ・ 原籍校への通学ニーズに対応するため、中学校区ごとの里親登録を推進
- ・ 専門里親の増や受託率の向上、意欲のある専門里親候補者の選定、より専門性の高い研修や養育中のフォローアップのあり方について検討

9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

(1) 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込及び実情把握

- 県こども家庭支援センター(児童相談所)が入所措置等を行った「年齢別の里親委託・入所措置児童等一覧」を基に、計画期間内(R7年度～R11年度)に18歳を迎える者の人数に、過去3年間に措置延長されている者の割合を考慮し、新たな社会的養護経験者を算定
- 令和5年度に「ケアリーバーの支援のあり方検討委員会」を設置し、ケアリーバーの実態調査と支援内容等について検討を行い、実態調査では、①自分の将来を考えられていなかったこと、②退所後、お金の管理に困ったこと、③行政手続きのサポートや相談窓口、情報提供が必要なこと、④退職・退学も多く、就職・進学後の支援が必要であることがわかった

自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込

(単位:人)

年度	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)
社会的養護経験者	74	71	75	90	95

令和5年度末時点の年齢別の里親委託・入所措置児童数

(単位:人)

年齢	12	13	14	15	16	17	18	19	20
里親委託・入所措置児童数	68	89	108	81	73	68	46	16	3

措置延長の割合(過去の里親委託・入所措置児童数より推計)

(単位:%)

年齢	18	19	20
措置延長の割合(R3～R5年度平均)	61.0	37.1	6.7

9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

(2) 社会的養護経験者等の自立に向けた取組

現状・課題

- ① 自立に向けた支援体制の強化等
 - ・ 措置費に加え、高校生のクラブ活動費の支援、金銭管理や性教育など必要な知識を学ぶ自立支援セミナーや職場見学を実施
- ② 社会的養護自立支援拠点
 - ・ 令和6年4月に「ひょうご自立支援相談・交流拠点」を開設し、必要な情報の提供、相談・助言等を実施
- ③ 児童自立生活援助事業
 - ・ 年齢ではなく、児童等の置かれている状況等を踏まえ支援を受けることができるよう、年齢要件を弾力化

今後の取組

- ・ 「児童養護施設や里親の下で育つ子ども応援プロジェクト事業」を継続実施
- ・ 「ひょうご自立支援拠点」において、従来の退所後の生活相談等に加え、就労相談支援員を配置し、企業等と連携した職業相談、離職後の職業紹介、応援企業の認定など新たな取組により当事者に寄り添った支援を実施
- ・ 自立援助ホームの事業所が阪神エリアに集中していることから、ニーズを踏まえ、他のエリアでの事業所の拡大

【主な評価指標及び数値目標】

児童自立生活援助事業の実施箇所数 R5:5か所 ⇒ R11:24か所

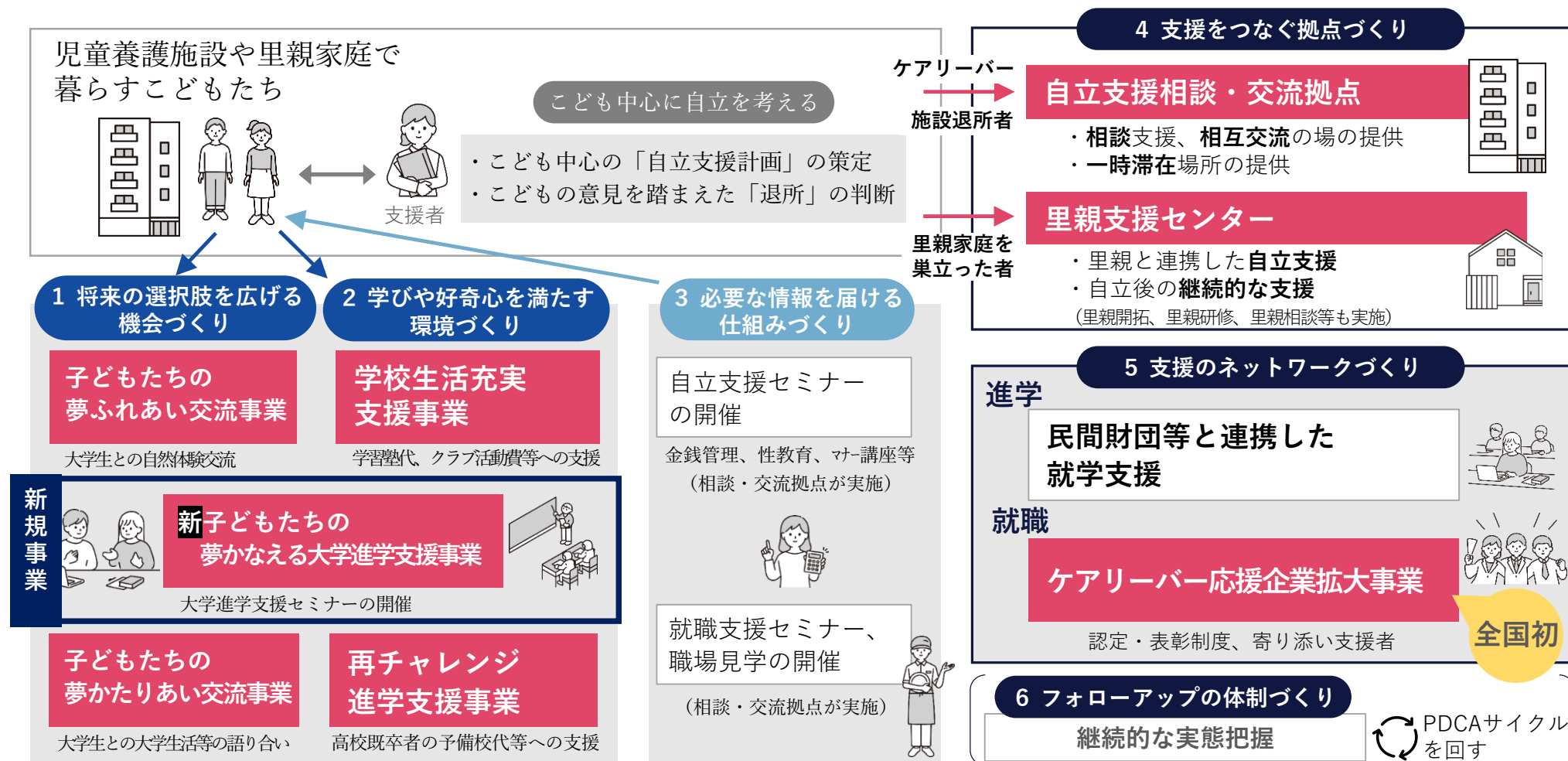
ケアリーバーへの新たな支援方策（R7年度）

- ① ケアリーバー**当事者の声**（実態把握調査）、有識者の意見を踏まえ、ケアリーバーに寄り添う支援方策を推進。
- ② こどもたちの**選択肢を広げ**、歩みに**寄り添い**、退所後も公民連携の**つながり**で**安心を支える**体制を構築。

入所中

退所前

退所後





兵庫県